



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 2 月 26 日 (木 曜 日) 第 691 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1
 - 保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 1
 - 重要生息地の指定…………… (“) 2
 - 県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (“) 2
 - 指定納付受託者の指定…………… (国際・経済交流課) 2
 - 洪水浸水想定区域の指定…………… (河川課) 2
- ### 公 告
- 宮崎県伝統工芸士の認定…………… (国際・経済交流課) 4

頁

- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 4
 - 県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 5
 - 入札公告…………… 5
- ### 人事委員会公告
- 令和8年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政特別枠・技術系職種特別枠)) 及び保健師採用試験 (特別枠) の実施…………… 6
 - 令和8年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政 (社会人) 及び技術系職種 (社会人))) の実施…………… 6
- ### 教育委員会告示
- 博物館の登録について…………… 6
- ### 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について…………… 6

告 示

宮崎県告示第 133号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550700043	ひだまり	宮崎県串間市大字西方5320番地5	一般社団法人虹	宮崎県串間市大字大平6977番地	令和8年2月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 134号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字石束5433-1、5433-2
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 135号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字恵奈幾敷5697・5698-1・5699・5700-1・5701・5704・5705・5707から5709まで・5710-1・5711・5712-1・5713・5714・5715-1

・5716-1・5719・5728-8・5728-32(以上20筆について次の図に示す部分に限る。)、5696、5698-5、5700-3、5702、5703、5710-2、5715-2、5721から5723まで、5724-1、5724-2、5726-1、5728-1、5728-3から5728-5まで、5728-15、5728-16、5728-18、5728-21、5728-25、5728-29から5728-31まで、5728-33、5728-36、5728-38、5728-39、5728-63、5728-64、5736-1、5736-2、5738-1、5739-1、5743、5744-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字恵奈幾敷5707・5721(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 136号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例(平成17年宮崎県条例第84号)第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び指定の区域

名称	指定の区域
北畦原重要生息地	児湯郡新富町新田北畦原

2 指定の区域の保護に関する指針

(1) 野生動植物の個体群の生息・生育のために確保すべき環境

当該区域は、ヒュウガタイゲキやバイカイカリソウ等の希少な野生植物の生育地となっている。特に、ヒュウガタイゲキは本県の固有種で国内希少野生動植物種に指定されており、当該区域は現存が確認されている唯一の場所である。

(2) 生息・生育環境の維持のための管理の方針

当該区域に生育する希少な野生植物における日照の確保や植生の遷移の抑制のため、定期的な草刈り等の保全活動を継続していく。また、継続的な保全体制の確保のため、当該区域に生育する希少な野生植物の価値を理解してもらうための普及啓発活動を積極的に進める。

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 137号

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(平成21年宮崎県告示第409号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(指名基準) 第12条 [略] 2 指名する入札参加者の数は、次のとおりとする。 (1) 予定価格が250万円未満の場合 3者以上 (2) 予定価格が250万円以上2000万円未満の場合 6者以上 (3) 予定価格が2000万円以上の場合 10者以上	(指名基準) 第12条 [略] 2 指名する入札参加者の数は、別に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名称	事務所の所在地
株式会社Work	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目16番5号読

t h y	売九州ビル5階
-------	---------

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

ふるさと宮崎応援寄附金

3 指定をした日

令和7年12月1日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

宮崎県告示第 139号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、次

の河川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を次の図のとおり公表する。

「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部河川課、所管の土木事務所及び西臼杵支庁において一般の縦覧に供する。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

水系名	河川名	所管の土木事務所等
大淀川	大淀川	都城土木事務所
大淀川	本庄川	小林土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	綾北川	小林土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	仁田の谷川	小林土木事務所
大淀川	尾股川	小林土木事務所、西都土木事務所
大淀川	外屋之瀧川	西都土木事務所
大淀川	越ノ谷川	小林土木事務所
大淀川	蟬の谷川	小林土木事務所
大淀川	猿谷川	小林土木事務所
大淀川	軍谷川	小林土木事務所
大淀川	袋谷川	小林土木事務所
大淀川	九瀬川	小林土木事務所
大淀川	八重尾谷川	小林土木事務所
大淀川	浦之名川	宮崎土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所
大淀川	秋社川	小林土木事務所
大淀川	神谷川	小林土木事務所
大淀川	岩瀬川	都城土木事務所、小林土木事務所
大淀川	石瀬戸川	小林土木事務所
大淀川	大平山川	小林土木事務所
大淀川	青木川	小林土木事務所
大淀川	戸崎川	小林土木事務所
大淀川	城の下川	小林土木事務所
大淀川	大沢津川	小林土木事務所
大淀川	辻の堂川	小林土木事務所
大淀川	木場田川	小林土木事務所
大淀川	大丸川	小林土木事務所
大淀川	洗出川	小林土木事務所
大淀川	谷之木川	小林土木事務所
大淀川	石氷川	小林土木事務所
大淀川	真方川	小林土木事務所
大淀川	種子田川	小林土木事務所
大淀川	巢ノ浦川	小林土木事務所
大淀川	炭床川	都城土木事務所、小林土木事務所
大淀川	木下川	都城土木事務所
大淀川	佐渡川	都城土木事務所
大淀川	高崎川	都城土木事務所、小林土木事務所
大淀川	丸谷川	都城土木事務所
大淀川	木之川内川	都城土木事務所
大淀川	山田川	都城土木事務所
大淀川	渡司川	都城土木事務所
大淀川	馬渡川	都城土木事務所
大淀川	前田迫川	都城土木事務所
大淀川	湯の元川	小林土木事務所
大淀川	庄内川	都城土木事務所
大淀川	荒川内川	都城土木事務所
大淀川	金山川	都城土木事務所
大淀川	横市川	都城土木事務所
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	綱ノ瀬川	延岡土木事務所、西臼杵支庁
五ヶ瀬川	日向川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	大瀬川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	追川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	日之影川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	長谷川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	御泊川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	秋元川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	狩底川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	岩戸川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	土呂久川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	神代川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	跡取川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	芋洗谷川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	上野川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	下野川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	小又川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	布平川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	大内川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	河内川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	田原川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	指野川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	小河内川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	菅の谷川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	川走川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	三ヶ所川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	小谷川	西臼杵支庁
五ヶ瀬川	尾平川	西臼杵支庁
大野川	大野川	西臼杵支庁
一ツ瀬川	一ツ瀬川	宮崎土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所
一ツ瀬川	日置川	西都土木事務所
一ツ瀬川	鬼付女川	西都土木事務所
一ツ瀬川	横江川	西都土木事務所
一ツ瀬川	湯風呂川	西都土木事務所
一ツ瀬川	天神川	宮崎土木事務所
一ツ瀬川	猿ヶ瀬川	西都土木事務所
一ツ瀬川	猿ヶ瀬川放水路	西都土木事務所
一ツ瀬川	三財川	宮崎土木事務所、西都土木事務所
一ツ瀬川	追手川	宮崎土木事務所
一ツ瀬川	堤川	宮崎土木事務所、西都土木事務所
一ツ瀬川	今川	宮崎土木事務所
一ツ瀬川	筑後川	西都土木事務所
一ツ瀬川	鳥子川	西都土木事務所
一ツ瀬川	山路川	西都土木事務所
一ツ瀬川	三納川	西都土木事務所
一ツ瀬川	大山田川	西都土木事務所
一ツ瀬川	島田川	西都土木事務所
一ツ瀬川	檜野川	西都土木事務所
一ツ瀬川	南川	西都土木事務所
一ツ瀬川	吉田川	西都土木事務所

一ツ瀬川	宮下川	西都土木事務所
一ツ瀬川	板子川	西都土木事務所
一ツ瀬川	八双田川	西都土木事務所
一ツ瀬川	加勢川	西都土木事務所
一ツ瀬川	小豆野川	西都土木事務所
一ツ瀬川	川原川	西都土木事務所
一ツ瀬川	観音寺川	西都土木事務所
一ツ瀬川	小森川	西都土木事務所
一ツ瀬川	田野川	西都土木事務所
一ツ瀬川	囀川	西都土木事務所
一ツ瀬川	水喰川	西都土木事務所
一ツ瀬川	前川	西都土木事務所
一ツ瀬川	古川	西都土木事務所、高鍋土木事務所
一ツ瀬川	桜川	西都土木事務所
一ツ瀬川	京新田川	西都土木事務所
一ツ瀬川	千田川	西都土木事務所
一ツ瀬川	一之迫川	西都土木事務所
一ツ瀬川	瀬江川	西都土木事務所
一ツ瀬川	竹尾川	西都土木事務所
一ツ瀬川	和田川	西都土木事務所
一ツ瀬川	岩井谷川	西都土木事務所
一ツ瀬川	尾八重川	西都土木事務所
一ツ瀬川	上湯の片川	西都土木事務所
一ツ瀬川	打越川	西都土木事務所
一ツ瀬川	糸郷谷川	西都土木事務所
一ツ瀬川	銀鏡川	西都土木事務所
一ツ瀬川	登内川	西都土木事務所
広渡川	広渡川	日南土木事務所
広渡川	平山川	日南土木事務所
広渡川	妻手川	日南土木事務所
広渡川	沼川	日南土木事務所
広渡川	益安川	日南土木事務所
広渡川	甲東川	日南土木事務所
広渡川	酒谷川	日南土木事務所
広渡川	戸高川	日南土木事務所
広渡川	戸高川放水路	日南土木事務所
広渡川	飛ヶ峰川	日南土木事務所
広渡川	富士原川	日南土木事務所
広渡川	楠原川	日南土木事務所
広渡川	大根川	日南土木事務所
広渡川	倉掛川	日南土木事務所
広渡川	葛籠八重川	日南土木事務所
広渡川	西の園川	日南土木事務所
広渡川	石原川	日南土木事務所
広渡川	福谷川	日南土木事務所
広渡川	内之田川	日南土木事務所
広渡川	内之野川	日南土木事務所
広渡川	恵良川	日南土木事務所
広渡川	赤岩川	日南土木事務所
広渡川	谷之城川	日南土木事務所
広渡川	猪八重川	日南土木事務所
広渡川	一之河内川	日南土木事務所
広渡川	清水川	日南土木事務所
広渡川	黒荷田川	日南土木事務所

広渡川	槻の河内川	日南土木事務所
広渡川	樋の谷川	日南土木事務所
潟上川	潟上川	日南土木事務所
大納川	大納川	串間土木事務所
宮之浦川	宮之浦川	串間土木事務所
都井川	都井川	串間土木事務所
都井川	東川	串間土木事務所
永田川	永田川	串間土木事務所
本城川	本城川	串間土木事務所
本城川	黒仁田川	串間土木事務所
千野川	千野川	串間土木事務所
福島川	福島川	串間土木事務所
福島川	善田川	串間土木事務所
福島川	西方川	串間土木事務所
福島川	天神川	串間土木事務所
福島川	馬場川	串間土木事務所
福島川	初田川	串間土木事務所
福島川	大平川	串間土木事務所
福島川	秋山川	串間土木事務所
福島川	奈留川	串間土木事務所
安楽川	安楽川	都城土木事務所

公 告

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱（昭和58年2月10日定め）の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
谷口 栄司	西諸県郡高原町大字 広原4981-10	綾ガラス	令和8年 2月26日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、兼ヶ瀬地区県営土地改良事業（五ヶ瀬町、中山間地域総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年2月26日から令和8年3月18日まで
- 縦覧場所
宮崎県ホームページ
- その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、こ

の計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
令和8年2月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
七 折	日之影町	県営中山間地域総合整備事業	令和7年10月24日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年2月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 宮崎県庁業務用ソフトウェアライセンス一式
- (2) 調達をする物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 この契約の締結の日から令和11年3月31日まで
- (4) ライセンス有効期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 納入場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課
- (6) 入札方法 (1)の調達をする物品等について入札を実施する。入札金額は、宮崎県庁業務用ソフトウェアライセンス調達業務に係る一切の費用を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
 - ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 令和8年宮崎県告示第94号に規定する資格を有する者で、次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 業種が物品に関する業種で、営業種目が文具・事務機類で、種目がOA機器の者
 - (イ) 業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務である者
- イ 納入する物品等及び数量を確実に納入し、並びに設定できると認められる者であること。

- ウ 納入する物品等について、管理等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ア 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

- イ 提出期限 令和8年3月13日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

- ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

- 3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和8年2月26日から令和8年3月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
- (2) 期間 令和8年2月26日から令和8年3月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
- (2) 交付期間 令和8年2月26日から令和8年3月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札に関する質問及び回答

- (1) 質問
この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当

- イ 提出期限 令和8年3月24日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

- ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール (アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp) により提出すること。なお、電話による質問は認めない。
- (2) 回答
 - 質問に対する回答は、次のとおり行う。
 - ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。ただし、本県の情報セキュリティ確保のため、質問又は回答の内容によっては、この競争入札に参加する資格のある者によりのみ回答することがある。
 - イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
 - (2) 提出期限 令和8年3月30日午前10時30分 (送付にあっては、同日午前10時30分必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。) によること。
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 令和8年3月30日午前11時
- 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) 第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については、2回までとする。
 - (4) 最低制限価格は、設定しない。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この入札による調達は、当該調達に係る令和8年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
 - (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and Quantity of Services up for Bid: Business Software License Procurement for Miyazaki Prefectural Govern-

ment

- (2) Time-limit for tender: 10:30 AM on 30 March, 2026
- (3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, General Policy Planning Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

人事委員会公告

令和8年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政特別枠・技術系職種特別枠)) 及び保健師採用試験 (特別枠) の実施について、職員の任用に関する規則 (昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号) 第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年2月26日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

令和8年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度 (一般行政 (社会人) 及び技術系職種 (社会人))) の実施について、職員の任用に関する規則 (昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号) 第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年2月26日

宮崎県人事委員会委員長 桑山秀彦

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第1号

博物館法 (昭和26年法律第285号) 第11条の規定により、次の博物館を博物館登録原簿に登録した。

令和8年2月26日

宮崎県教育委員会教育長 吉村達也

名称	所在地	設置者	登録年月日
宮崎県総合博物館	宮崎市神宮2丁目4番4号	宮崎県	令和8年1月16日
都城市立美術館	都城市姫城町7街区18号	都城市	令和8年1月16日
都城島津邸	都城市早鈴町18街区5号	都城市	令和8年1月16日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和8年2月26日

宮崎県公安委員会委員長 松山昭

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

<p>(2) 貴重品運搬警備業務 2 級</p> <p>(3) 雑踏警備業務 1 級</p> <p>(4) 雑踏警備業務 2 級</p> <p>2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員</p> <p>(1) 実施日時</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務 1 級</p> <p>ア) 学科試験 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで</p> <p>イ) 実技試験 令和 8 年 6 月 25 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務 2 級</p> <p>ア) 学科試験 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで</p> <p>イ) 実技試験 令和 8 年 6 月 24 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>ウ 雑踏警備業務 1 級</p> <p>ア) 学科試験 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで</p> <p>イ) 実技試験 令和 8 年 7 月 22 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>エ 雑踏警備業務 2 級</p> <p>ア) 学科試験 令和 8 年 6 月 3 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで</p> <p>イ) 実技試験 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>オ 検定当日の受付時間 午前 8 時 30 分から午前 9 時まで</p> <p>(2) 実施場所</p> <p>ア 学科試験 宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)</p> <p>イ 実技試験</p> <p>ア) 貴重品運搬警備業務 1 級及び同 2 級、雑踏警備業務 1 級 鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)</p> <p>イ) 雑踏警備業務 2 級 宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)</p> <p>(3) 受検定員 いずれの検定も 30 人 (鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。)</p> <p>3 検定の受検資格</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務 1 級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの</p> <p>イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務 2 級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>(3) 雑踏警備業務 1 級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属してい</p>	<p>る警備員で、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 雑踏警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの</p> <p>イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(4) 雑踏警備業務 2 級 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員</p> <p>4 検定の方法及び内容</p> <p>(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。 なお、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ) 法令に関すること。</p> <p>ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両 (以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。) 並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。(貴重品運搬警備業務 1 級の受検者に限る。)</p> <p>オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。</p> <p>イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。(貴重品運搬警備業務 1 級の受検者に限る。)</p> <p>ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(3) 雑踏警備業務 1 級及び 2 級</p> <p>ア 学科試験</p> <p>ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ) 法令に関すること。</p> <p>ウ) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。(雑踏警備業務 1 級の受検者に限る。)</p> <p>オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>イ 実技試験</p> <p>ア) 雑踏の整理に関すること。</p> <p>イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。(雑踏警備業務 1 級の受検者に限る。)</p> <p>ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 検定申請の手続</p> <p>(1) 受付期間及び時間帯</p> <p>ア 令和 8 年 3 月 30 日 (月) から同年 4 月 10 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)</p>
---	---

<p>イ 時間帯 午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務1級</p> <p>(ア) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第9条の検定申請書(検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。)1通</p> <p>(イ) 受検者の住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)</p> <p>(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)</p> <p>(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)</p> <p>(オ) 貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(前記3の(1)の(ア)に該当する場合に限る。)</p> <p>(カ) 貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書(前記3の(1)のイに該当する場合に限る。)</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務2級 前記5の(2)の(ア)の(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真2枚</p> <p>ウ 雑踏警備業務1級</p> <p>(ア) 検定申請書 1通</p> <p>(イ) 受検者の住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)</p> <p>(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)</p> <p>(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)</p> <p>(オ) 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(前記3の(3)の(ア)に該当する場合に限る。)</p> <p>(カ) 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し(前記3の(3)のイに該当する場合に限る。)</p> <p>エ 雑踏警備業務2級 前記5の(2)のウの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真2枚</p> <p>オ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>(3) 検定申請書等提出先 受検者の住所地又は警備員にあっては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)</p> <p>6 検定手数料</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(2) 雑踏警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する</p>	<p>際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。</p> <p>(2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。</p> <p>(3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。</p> <p>(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。</p> <p>(5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。</p> <p>(6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。</p>
---	--